

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
職 種	スクールカウンセラー
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	・ 生徒へのカウンセリング ・ 生徒への悩み相談・話し相手 ・ 教職員及び保護者への助言・援助 ・ 生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ・ その他生徒のカウンセリング等に関し、学校において適当と認められるもの
応募資格	・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。 ・ 次に掲げる要件をすべて満たす者 （1）勤務可能な地域に居住していること。 （2）心身が健康であること。 （3）学校教育に理解と熱意があること。 （4）職業に従事している場合にあっては、スクールカウンセラーの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	年間 34 日勤務、1 日 4 時間程度とし、相談の上、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・ 報 酬：スクールカウンセラー 日額 19,200 円 スクールカウンセラーに準ずる者 日額 11,200 円 ・ 通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・ 期末手当：なし
退職に関する事項	・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条） ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条） ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条） ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電話による応募 下記連絡先までご連絡ください。

電話番号：(0897) 37-2029 担当：事務長 河野

後日、面接による選考を実施します。その際に、市販の A 4 判（A 3 判 2 つ折り可）の履歴書に必要事項を記入し、申込前 6 か月以内に撮影した顔写真を貼ってご持参ください。

面接試験の日時については、改めてご連絡いたします。

○ 応募期間

令和 8 年 3 月 19 日（木）から令和 8 年 3 月 23 日（月）までの執務時間中（午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分）
 なお、応募期間内であっても、締め切らせていただく場合があります。